

信州大学医学部附属病院診療録監査要項

(目的)

第1 この要項は、信州大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における診療の質の向上・維持を図るため、「信州大学医学部附属病院診療録記載要項」に基づいた診療録の記載（診療録の記載については、医師法第24条第1項、診療録の必要事項については、医師法施行規則第23条及び療養担当規則第22条・保険診療における診療録の様式第1号（一）で規定されている。）が行われるよう院内監査を実施するために必要な項目を定めるものとする。

なお、この要項は「診療録の電子媒体による保存」「文書管理システムを利用した電子化保存」も含むため、電子保存の三原則「真正性」「見読性」「保存性」に準じた電子保存関連補足については、厚生労働省「診療録等の電子媒体による保存」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第3版」及び「e-文書法＝電子文書法（平成17年4月に施行）」に基づいた「信州大学医学部附属病院電子保存管理要項」又は「信州大学医学部附属病院電子保存に関する運用管理要項」に準ずる。

(監査目的)

第2 「信州大学医学部附属病院診療録記載要項」のとおり運用されているか、否かを評価し、「診療録の質の向上・維持」を図ることを目的とする。

(監査構成)

第3 病歴管理委員会委員及び各科病棟医長並びにそれに準ずる者とする。

(監査対象)

第4 本院診療録とする。

本院診療録は、信州大学医学部附属病院診療録管理要項に基づき、次のとおり構成されている。

- (ア) 本院外来診療に用いる紙診療録（以下「外来紙診療録」という。）
- (イ) 本院入院診療に用いる紙診療録（以下「入院紙診療録」という。）
- (ウ) 本院外来診療及び入院診療に用いる電子媒体に保存する診療録（以下「電子カルテ」という。）
- (エ) 電子カルテに付随する「文書管理システム」を利用した電子化保存作成文書
- (オ) e-文書法に基づいたスキャンシステムにて保存した文書

なお、このことに関して、「信州大学医学部附属病院スキャンによる電子化に関する要項」を別に定める。

(監査方法)

第5 第1次審査（診療情報管理室監査）

- (1) 診療情報管理士が、ランダムに抽出した診療録について、監査を行う。
- (2) 監査は、1ヶ月に10冊とし、2回に分けて行う。
- (3) 監査は、診療録監査項目について行い、各監査項目については、次により判定を行う。
A：良い、B：普通、C：悪い、D：記載無し、E：記載の必要なし

第6 第2次審査（病歴管理委員会監査）

- (1) 病歴管理委員会委員は、診療情報管理士の監査結果を基に、診療録について監査を行う。
- (2) 病歴管理委員会監査は、監査対象診療科の委員を含む輪番の4人～5人の委員が行う。

- (3) 監査結果は、当該診療科へ報告するとともに、記載内容に問題がある診療録に対し、記載指導を行う。
- (4) 監査の評価結果は、診療情報管理士が取りまとめて、病歴管理委員会に報告する。

(監査結果報告及び是正処置)

第7 監査結果は、委員会にて取りまとめを行い、病院長に報告し、規定に沿った記載の啓蒙を行う。監査結果に基づいて重大な規定違反があると判断された場合は、是正を勧告する。

附 則

この要項は、平成20年5月8日から施行する。